

島根労働局発表  
令和6年12月18日

担当 雇用環境・均等室  
室長 鈴木 圭  
雇用環境改善・均等推進指導官  
宮崎 聖児  
TEL 0852 - 31 - 1161



## 女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業を認定！ 島根県内 12 社目のえるぼし認定！！

厚生労働省では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を、女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業として認定しています。

今般、社会福祉法人松江福祉公社を『えるぼし認定3つ星(3段階目)』として認定しました。

島根労働局(局長 いわみひろふみ 岩見浩史)では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

### 《えるぼし認定企業概要》

#### 社会福祉法人松江福祉公社

所在地：松江市上乃木10-5-1

代表者：理事長 石野 正亮

業種：医療・福祉(保育・介護・障がい児通所支援事業)

労働者数：156人(女性114人)〈令和6年3月31日現在〉



認定マーク「えるぼし」※  
(3つ星)

### 《認定通知書交付式》

1 日時 令和6年12月25日(水) 11時～

2 会場 島根労働局 共用4会議室  
(松江市向島町134番10)

島根労働局長より社会福祉法人松江福祉公社へ認定通知書の交付を行います。

#### ※認定マークについて

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Laudable(賞賛に値する)など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。  
愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

- 資料1 認定基準に関する実績
- 資料2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要
- 資料3 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

## 認定基準に関する実績

## 1 認定企業

社会福祉法人松江福祉公社

所在地：松江市上乃木 10-5-1

業種：医療・福祉（保育・介護・障がい児通所支援事業）

認定日：令和6年11月28日

認定の段階：3段階目（5つの基準をすべてクリア）



## 2 えるばし認定に係る実績（直近の事業年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

認定の主な基準	実績
<p><b>【評価項目1：採用】</b> 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること</p> <p>① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（<u>平均値が4割を超える場合は4割</u>）以上であること</p> <p>② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</p>	<p>&lt;達成&gt; ①と②に該当している。</p> <p>① <b>71.2%</b> ≥ 4割 (産業平均値 66.9%が4割を超えるため)</p> <p>② 基幹的な雇用管理区分 介護正職 <b>81.5%</b> ≥ 4割 保育正職 <b>86.7%</b> ≥ 4割 (産業平均値 57.8%が4割を超えるため)</p>
<p><b>【評価項目2：継続雇用】</b> 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること</p> <p>① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る</p> <p>② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る</p>	<p>&lt;達成&gt; ① に該当。</p> <p>・雇用管理区分 (女性/男性)</p> <p>高齢者事業部事務 14.0/16.4=<b>0.85</b> 高齢者事業部給食 17.0/ 7.5=<b>2.27</b> 高齢者事業部介護 12.9/ 8.2=<b>1.57</b> 高齢者事業部医務 3.5/ 2.5=<b>1.40</b> 子ども事業部保育 16.4/17.0=<b>0.96</b> 子ども事業部指導員 3.6/ 1.7=<b>2.12</b></p>
<p><b>【評価項目3：労働時間等の働き方】</b> 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</p>	<p>&lt;達成&gt; 全ての月で <b>45時間未満</b></p>
<p><b>【評価項目4：管理職比率】</b> 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること</p>	<p>&lt;達成&gt; <b>71.4%</b> ≥ 44.2%</p>
<p><b>【評価項目5：多様なキャリアコース】</b> 直近の3事業年度のうち、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p>&lt;達成&gt; 以下のとおり1項目以上の実績がある。</p> <p>A <b>9人</b></p> <p>D <b>2人</b></p>

## 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である**等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。  
また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。
- ◆ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることを期待できます。  
また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

### 認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li> <li>● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を<b>選任</b>していること。(※)</li> <li>● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること。(※)</li> <li>● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で<b>公表</b>していること。(※)</li> </ul> <p>※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>することが必要。</p>
<p>えるぼし（3段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目の<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> </ul>
<p>えるぼし（2段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連続してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>
<p>えるぼし（1段階目）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連続してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>

■ えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



## 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

## 1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階			プラチナ認定企業数
		1段階目	2段階目	3段階目	
島根県	12	0	4	8	1
鳥取県	11	0	5	6	1
岡山県	37	0	14	23	0
広島県	27	0	13	14	0
山口県	19	0	14	5	0
全国	3,160	17	998	2,145	70

(令和6年11月末現在)

## 2 島根労働局管内認定企業（令和6年11月30日時点）



県内には魅力ある  
職場づくり実践企業が  
たくさんあーけんね!!

## 出雲市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福) 壽光会	医療・福祉	★★★	H30.9
(福) あすなろ会	医療・福祉	★★	R4.10
(株) シーエスエー	情報通信業	★★★	R5.3
(株) いずもえん	医療・福祉	★★★	R6.10

## 松江市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株) 山陰合同銀行	金融業	★★	H28.12
(福) 島根県社会福祉事業団	医療・福祉	★★	H30.12
(株) 共立エンジニア	学術研究・専門・ 技術サービス業	★★	R5.1
(福) 松江福祉公社 <b>[New]</b>	医療・福祉	★★★	R6.11

## 松江市（プラチナえるぼし）

認定企業名	業種	認定年
(株) 山陰合同銀行	金融業	R6.8

## 江津市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
若女食品(株)	製造業	★★★	R6.7





認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株) 守谷刃物研究所	製造業	★★★	R6.10

## 川本町

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福) 石見さくら会	医療・福祉	★★★	R6.3

## 益田市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(公社) 益田市医師会	医療・福祉	★★★	H28.11

認定企業（県花：牡丹）  
 えるぼし  
 プラチナえるぼし

■島根県内のえるぼし認定  
企業の詳細はこちら➡

